

令和元年9月11日 開会

令和元年9月 日 閉会

令和元年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定 第 1 号 か ら 第 9 号 ま で 別 冊
認定第2号	平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号	平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	平成30年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	平成30年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	平成30年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	平成30年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	平成30年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	平成30年度江差町水道事業会計決算の認定について	
報告第1号	平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について…………… P 1	
議案第1号	江差町立保育所条例の一部を改正する条例について…………… P 13	
議案第2号	江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について…………… P 15	
議案第3号	江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について…………… P 25	
議案第4号	江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について… P 27	
議案第5号	江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について…………… P 29	
議案第6号	江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について…………… P 33	
議案第7号	江差町給水条例の一部を改正する条例について…………… P 37	
議案第8号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第3号）について…………… P 39	
議案第9号	令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について…………… P 61	
議案第10号	工事請負契約の一部変更について…………… P 73	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について…………… P 75	
同意第1号	教育委員会委員の任命について…………… P 77	
同意第2号	教育委員会教育長の任命について…………… 別 冊	

報告第1号

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成30年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告する。

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	16.7 (25.0)	68.7 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

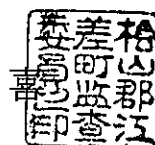
記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査
令和元年 8 月 2 8 日

江差町長 照 井 誉之介 様

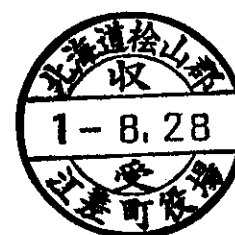
江差町代表監査委員 近 藤 偉



平成 3 0 年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

(監査委員事務局)




平成30年度

江差町財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

江差町監査委員

平成30年度財政健全化審査意見書

江差町監査委員 近藤 偉 喜 

江差町監査委員 若山 明 廣 

(～令和元年8月10日)

江差町監査委員 小梅 洋子 

(令和元年8月19日～)

1 審査の期間 令和元年8月6日～8日・20日～22日

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成30年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備考
実質赤字比率	—	15.0%	
連結実質赤字比率	—	20.0%	
実質公債費比率	16.7%	25.0%	
将来負担比率	68.7%	350.0%	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は、16.7%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを8.3ポイント下回っている。前年度と比較すると1.2ポイント上昇している。

実質公債費率は3ヶ年平均値である。平成30年度単年度の比率は17.0%になっている。単年度でみると前年から0.3ポイント下降しているが、次年度以降も起債借入があることから、17%を超えることも十分に考えられる。人口減少の中、地方交付

税の減少も予想され、注意ゾーンの18%も視界に入ってくる。今後の推移に留意し、早期の財政改善に取り組むとともに、起債借入対象事業の執行にあたっては、過去の例を踏まえ、十分な対応、対策が必要である。

④ 将来負担比率について

平成30年度は、68.7%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。前年度と比較すると4.1ポイント下降している。今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 算定方法の概要

(1) 実質赤字比率

《一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(2) 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(3) 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) -} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 -} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100$$

(3ヶ年平均)

(4) 将来負担率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額} \\ \text{+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

平成30年度経営健全化審査意見書

江差町監査委員 近藤 偉 喜



江差町監査委員 若山 明 廣



(～令和元年8月10日)

江差町監査委員 小梅 洋 子



(令和元年8月19日～)

1 審査の期間 令和元年8月6日～8日・20日～22日

2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

区 分	平成30年度 (%)	経営健全化基準 (%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、平成30年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアーしている状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

企業経営の中で、資産を増やし負債を減らすべく努力を傾注するとともに、町との連

携の中で平成26年度策定の「江差町水道事業ビジョン」及び平成27年度策定の「江差町水道事業再構築計画」を確実に推進し、経営の健全化に努めること。

4 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業規模に対する資金の不足額の比率》

(1) 資金不足比率（法適用企業）

(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

$$\frac{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}{\text{}} \times 100$$

(2) 資金不足比率（法非適用企業）

(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に
充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額

$$\frac{\text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}}{\text{}} \times 100$$

議案第 1 号

江差町立保育所条例の一部を改正する条例について

江差町立保育所条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年 9 月 1 1 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

幼児教育・保育無償化に伴い、江差町立保育所条例を改正するもの。

江差町立保育所条例の一部を改正する条例

江差町立保育所条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第6号中「企業」を「起業」に改める。

第7条を次のように改める。

（保育料）

第7条 保育所に入所している子ども（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた子どもを除く。）の保護者（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。）は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する規則（平成28年規則第17号）により定める利用者負担額（同規則第1条に規定する利用者負担額をいう。次項において同じ。）に相当する額とする。

3 第1項に規定する保護者が本町以外の市町村から子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第2号

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

幼児教育・保育無償化に伴い、江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号から第11号までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第1項」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条及び第7条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に、「及び」を「、」に改め、「保育必要量」の次に「（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」を加える。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「給付費等」を「給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に改める。

第24条の見出し及び同条から第26条までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第30条第1項、第3項及び第4項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項及び第4項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第34条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「保育には特別利用保育」の次に「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「特定地域型保育事業」の次に「（事業所内保育事業を除く。）の」を加え、「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を削り、「）の数を」を「）の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「とし」を削り、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「小規模保育事業B型（同条」を「小規模保育事業B型（同省令第27条）に改め、「規定する小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」及び「その利用定員の数」を削る。

第38条第1項中「第42条」の次に「第1項」を加え、「、名称」を「及び名称」に改め、「連携協力の概要」の前に「当該連携施設が行う」を加え、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「第42条」

の次に「第1項」を加える。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「以下この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、」を削り、「第37条」の前に「（」を、「以上のもの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同項第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第46条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段中「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を削り、「施設型給付費(」の前に「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第14条第1項中「」を、「法第27条第1項」の次に「の施設型給付費をいう。以下とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条を加え、「に」及び「規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型

保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を削る。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「には特別利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」を加え、「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を削る。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用地域型保育を」の次に「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げ

る額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」を加え、「含むものとして、本章の規定を適用する」を削る。

附則第2条第1項中「第13条第1項中「」の次に「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」を加え、「（」及び「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を削り、「同条第2項中「」の次に「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」を加え、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第3号

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

江差町立幼稚園設置条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

幼児教育・保育無償化に伴い、江差町立幼稚園設置条例を改正するもの。

江差町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

江差町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条、第6条及び第7条を削り、第8条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第4号

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の改正に伴い、江差町印鑑登録及び証明に関する条例を改正する必要があるため。

江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町に住所を有し、」を削り、「」により記録を受けている者は」を「。以下「法」という。）に基づき、本町が備える住民基本台帳に記載されている者は」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。）以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）または氏及び名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの。

第5条第1項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条を次のように改める。

（印鑑登録原票）

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る事項を登録するものとする。

第10条第1項第5号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第11条を次のように改める。

（印鑑登録証明書）

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について町長が証明するものとする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第5号

江差町港湾管理条例の一部を改正する条例について

江差町港湾管理条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

本年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることから、江差町港湾管理条例を改正するもの。

江差町港湾管理条例の一部を改正する条例

江差町港湾管理条例（昭和29年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 けい船岸壁 使用料（入港 料を含む。）	入港船舶につき次の区分計算による				
	区分	単位	1日	月決めの とき (円)	年決めの とき (円)
	総トン数1トン未満のもの	1隻	期間を定め ないで利用 する船舶 等1トン当 たり55円	800	5,700
	総トン数1トン以上3トン未満のもの	1隻		1,300	8,700
	総トン数3トン以上5トン未満のもの	1隻		1,500	11,400
	総トン数5トン以上10トン未満のもの	1隻		2,600	19,700
	総トン数10トン以上15トン未満のもの	1隻		3,900	28,500
	総トン数15トン以上20トン未満のもの	1隻		5,100	36,000
	総トン数20トン以上30トン未満のもの	1隻		9,500	66,000
	総トン数30トン以上50トン未満のもの	1隻		15,300	90,800
	総トン数50トン以上100トン未満のもの	1隻		18,800	145,300
	総トン数100トン以上300トン未満のもの	1隻		7,050円	但し、5日を超える入港の場合は、1月毎に

	総トン数300トン以上 500トン未満のもの	1隻	13,390円	5日分とみなす。
	総トン数500トン以上 のもの	1隻	13,390円 に100トン増 毎に2,350 円を加算した額	
	備考 1 24時間未満は1日とし、6月を超え1年未満は1年とする。 2 無動力船（1トン未満のものを除く。）は、動力船の2分の1の額とする。 3 1トン未満の端数があるときは、それぞれ1トンとして計算する。 4 本表により積算された合計額に10円未満の端数が生じた場合はその端数金額を切り捨てるものとする。			
2 物揚場及び 荷捌地使用料 （上屋を含 む。）	港湾内、船揚場、津花船揚場を含む。			
	1 1平方メートルにつき1日ごとに3円 備考 1平方メートル未満は1平方メートルとする。 2 電柱及び広告料など 電柱1本につき 年 250円 広告料1カ所につき 年 1,170円 備考 1年未満は1年とする。			
3 海浜地占用 料	10平方メートルにつき 年 50円 （1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。）			
4 水域占用料	10平方メートルにつき 年 50円 （1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。）			
5 土砂採取料	1平方メートルにつき 年 50円 （1年未満は月額とし、1月未満は1月とする。）			
6 工事許可料	1 軽易な工事にして臨時的な工事または仮設工事1件につき 2,350円			
	2 前号以外の工事1件につき 4,700円			

3	作業1件につき	2,350円
4	設計変更の許可手数料1件につき	1,170円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第6号

江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について

江差港マリーナ施設条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

本年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることから、江差港マリーナ施設条例を改正するもの。

江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例

江差港マリーナ施設条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

単位：円

施設区分		単位	年額料金	月額料金	日額（1回） 料金	宿泊（1泊） 料金 15:00～ 翌11:00
係留・上架 施設	浮栈橋・物揚 場・固定栈橋	1隻・揚 降1回	48,400	9,630	1,670	—
	斜路		25,770	5,020	1,150	—
	ヨットリフタ ー		32,260	6,490	1,360	—
陸上施設	ボートヤード	5m未満	30,800	6,200	1,150	—
		5m以上	61,600	12,300	2,300	—
	駐車場	1台	3,000	—	—	—
屋内施設	艇庫	5m未満	64,530	12,880	—	—
		5m以上	129,060	25,770	—	—
	シャワー室	1人	—	—	200	200
	食堂・休憩室	1人	—	—	520（1時間）	2,930

備考

- 1 暖房を使用している期間の各施設料金は3割増しとする。
- 2 陸上施設で使用する水道使用料は、1時間当たり500円とする。
- 3 江差町以外の者の料金は3割増しとし、更に営利を目的とする使用についての料金は、町内業者は5割増し、町外業者は6割増しとする。ただし、第3条第3号で使用する屋内施設の使用料について適用しない。

- 4 ボートヤードの長さ及び幅の基準は、長さは5mまたは5m×2区画、幅は2.5mとし、船台、推進器等を含む実測とし、長さ及び幅が基準を超える場合はその割合により割り増し料金を徴収するものとする。
- 5 平成15年度から引き続き年額で使用するものに限り、平成16年度の料金が平成15年度に比べて1.15倍を超える場合は上記別表にかかわらず1.15倍の額とし、以後同様に上記別表に定める料金に達するまで1年度当たりの料金の増加額は前年度に比べて1.15倍以内とする。(ただし、浮棧橋、物揚場、固定棧橋、ボートヤード、艇庫に限るものとし、備考4に定める実測により5m未満から5m以上に変更となった場合は5m以上の艇の例により適用する。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第7号

江差町給水条例の一部を改正する条例について

江差町給水条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料等を定めるため、条例の一部を改正するもの。

江差町給水条例の一部を改正する条例

江差町給水条例（平成10年条例第14条）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定した者」の次に「（法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となつた者を除く。）」を加える。

別表第3中「給水装置工事事業者指定手数料」の次に「及び法第25条の3の2に基づく更新手数料」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第8号

令和元年度江差町一般会計補正予算（第3号）について

令和元年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ68,795千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,971,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、その他変更をする必要が生じたことによる。

令和元年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財政管理費	財政事務(財務会計システム改修)	399					399	
総務費	諸費	平成30年度障害者医療費負担金等返還	2,370					2,370	
総務費	諸費	平成30年度障害者自立支援給付費負担金等返還	1,337					1,337	
民生費	社会福祉総務費	プレミアム付商品券事業	11,000	11,000					
民生費	障害者福祉費	障害者自立支援給付審査支払等システム改修	535	535					
民生費	児童福祉総務費	幼児教育・保育無償化事業	1,953	1,810				143	
民生費	児童福祉総務費	園児給食費補助(保育所分)	450				400	50	
農林水産業費	農地費	水堀排水機場長寿命化対策	0		5,600	▲ 5,600			財源更正
農林水産業費	水産業振興費	檜山さけふ化飼育施設整備	1,000					1,000	
土木費	道路維持費	町道除雪対策	39,227					39,227	
土木費	道路照明費	町道姥神中歌線道路照明LED化改良	2,200				1,900	300	
土木費	車両管理費	除雪ドーザー整備	0	▲ 1,500		1,500			財源更正
土木費	河川総務費	普通河川陣屋川護岸改修工事	0			6,200		▲ 6,200	財源更正
消防費	常備消防費	檜山広域行政組合負担金(退職手当精算納付金分)	3,278					3,278	
教育費	(小学校費)教育振興費	北海道道德教育推進校事業	215		215				
教育費	(中学校費)学校管理費	中学校管理(備品整備)	1,050				1,000	50	
教育費	幼稚園費	子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園への施設型給付(幼児教育・保育無償化分)	2,566					2,566	
教育費	幼稚園費	園児給食費補助(幼稚園分)	247				200	47	
教育費	文化会館管理費	文化会館非常用発電装置改修	968					968	
計			68,795	11,845	5,815	2,100	3,500	45,535	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1町 税		772,221	317	772,538
	3軽自動車税	18,449	317	18,766
8地方特例交付金		2,430	2,566	4,996
	2子ども・子育て支援臨時交付金	0	2,566	2,566
9地方交付税		2,301,781	16,915	2,318,696
	1地方交付税	2,301,781	16,915	2,318,696
12国庫支出金		576,682	11,845	588,527
	2国庫補助金	219,501	11,845	231,346
13道支出金		318,060	5,815	323,875
	2道補助金	79,001	5,600	84,601
	3委託金	18,005	215	18,220
15寄附金		52,501	2,900	55,401
	1寄附金	52,501	2,900	55,401
16繰入金		451,598	600	452,198
	2基金繰入金	450,112	600	450,712
17繰越金		21,015	24,488	45,503
	1繰越金	21,015	24,488	45,503
19町債		898,700	2,100	900,800
	1町債	898,700	2,100	900,800
20環境性能割交付金		0	1,249	1,249
	1環境性能割交付金	0	1,249	1,249
歳入合計		5,903,006	68,795	5,971,801

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		983,546	4,106	987,652
	1総務管理費	906,421	4,106	910,527
3民生費		1,756,272	13,938	1,770,210
	1社会福祉費	1,541,155	11,535	1,552,690
	2児童福祉費	215,117	2,403	217,520
6農林水産業費		209,527	1,000	210,527
	3水産業費	32,249	1,000	33,249
8土木費		746,857	41,427	788,284
	2道路橋梁費	308,042	41,427	349,469
9消防費		236,199	3,278	239,477
	1消防費	236,199	3,278	239,477
10教育費		552,839	5,046	557,885
	2小学校費	113,192	215	113,407
	3中学校費	126,741	1,050	127,791
	4幼稚園費	45,412	2,813	48,225
	5社会教育費	86,544	968	87,512
歳出合計		5,903,006	68,795	5,971,801

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通河川陣屋川護岸改修工事	6,200	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

(変更)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前 水堀排水機場長寿命化対策	18,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後 水堀排水機場長寿命化対策	12,400	同上	同上	同上
変更前 除雪ドーザー整備	9,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後 除雪ドーザー整備	10,800	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	772,221	317	772,538
8 地方特例交付金	2,430	2,566	4,996
9 地方交付税	2,301,781	16,915	2,318,696
12 国庫支出金	576,682	11,845	588,527
13 道 支出 金	318,060	5,815	323,875
15 寄 附 金	52,501	2,900	55,401
16 繰 入 金	451,598	600	452,198
17 繰 越 金	21,015	24,488	45,503
19 町 債	898,700	2,100	900,800
20 環境性能割交付金	0	1,249	1,249
歳 入 合 計	5,903,006	68,795	5,971,801

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	983,546	4,106	987,652				4,106
3民生費	1,756,272	13,938	1,770,210	13,345		400	193
6農林水産業費	209,527	1,000	210,527	5,600	5,600		1,000
8土木費	746,857	41,427	788,284	1,500	7,700	1,900	33,327
9消防費	236,199	3,278	239,477				3,278
10教育費	552,839	5,046	557,885	215		1,200	3,631
歳出合計	5,903,006	68,795	5,971,801	17,660	2,100	3,500	45,535

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 町税	772,221	317	772,538
3 軽自動車税	18,449	317	18,766
2 環境性能割	0	317	317
8 地方特例交付金	2,430	2,566	4,996
2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	2,566	2,566
1 子ども・子育て支援臨時交付金	0	2,566	2,566
9 地方交付税	2,301,781	16,915	2,318,696
1 地方交付税	2,301,781	16,915	2,318,696
1 地方交付税	2,301,781	16,915	2,318,696
12 国庫支出金	576,682	11,845	588,527
2 国庫補助金	219,501	11,845	231,346
2 民生費国庫補助金	10,376	13,345	23,721
5 土木費国庫補助金	171,570	1,500	170,070
13 道支出金	318,060	5,815	323,875
2 道補助金	79,001	5,600	84,601
3 農林水産業費道費補助金	50,376	5,600	55,976
3 委託金	18,005	215	18,220
6 教育費委託金	0	215	215
15 寄附金	52,501	2,900	55,401
1 寄附金	52,501	2,900	55,401
1 寄附金	52,501	2,900	55,401
16 繰入金	451,598	600	452,198
2 基金繰入金	450,112	600	450,712

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	現年課税分	317	
1	子ども・子育て支援臨時交付金	2,566	
1	地方交付税	16,915	普通交付税
1	社会福祉費補助金	11,535	プレミアム付商品券事業補助 11,000 障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助 535
2	児童福祉費補助金	1,810	子ども・子育て支援事業費補助（円滑化事業） 313 子ども・子育て支援事業費補助（システム改修等事業） 1,497
1	道路橋梁費補助金	1,500	社会資本整備総合交付金（除雪ドーザー購入）
1	農業費補助金	5,600	農業水路等長寿命化・防災減災事業補助
1	小学校費委託金	215	北海道道德教育推進校事業委託金
1	寄附金	2,900	指定寄附金（教育） 1,000 指定寄附金（地域振興） 1,900

款 項 目	補正前の額	補正額	計
6 子育て応援基金繰入金	8,600	600	9,200
17 繰越金	21,015	24,488	45,503
1 繰越金	21,015	24,488	45,503
1 繰越金	21,015	24,488	45,503
19 町債	898,700	2,100	900,800
1 町債	898,700	2,100	900,800
3 農林水産業債	42,600	5,600	37,000
5 土木債	235,500	7,700	243,200
20 環境性能割交付金	0	1,249	1,249
1 環境性能割交付金	0	1,249	1,249
1 環境性能割交付金	0	1,249	1,249
歳入合計	5,903,006	68,795	5,971,801

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	子育て応援基金繰入金	600	園児給食費補助（保育所・幼稚園）
1	前年度繰越金	24,488	前年度繰越金
1	農業債	5,600	水堀排水機場長寿命化
1	道路橋梁事業債	1,500	除雪ドーザー整備
4	河川債	6,200	普通河川陣屋川護岸改修
1	環境性能割交付金	1,249	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	983,546	4,106	987,652				4,106
1 総務管理費	906,421	4,106	910,527				4,106
3 財政管理費	4,263	399	4,662				399
10 諸費	10,982	3,707	14,689				3,707
3 民生費	1,756,272	13,938	1,770,210	13,345		400	193
1 社会福祉費	1,541,155	11,535	1,552,690	11,535			
1 社会福祉総務費	126,102	11,000	137,102	11,000			
5 障害者福祉費	581,495	535	582,030	535			
2 児童福祉費	215,117	2,403	217,520	1,810		400	193
1 児童福祉総務費	99,622	2,403	102,025	1,810		400	193
6 農林水産業費	209,527	1,000	210,527	5,600	△5,600		1,000
1 農業費	132,815	0	132,815	5,600	△5,600		
4 農地費	95,093	0	95,093	5,600	△5,600		
3 水産業費	32,249	1,000	33,249				1,000
2 水産業振興費	22,149	1,000	23,149				1,000

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
13	委託料	399	財務会計システム改修（会計年度任用職員制度）
23	償還金、利子及び割引料	3,707	平成30年度障害者医療費国庫負担金返還 1,703 平成30年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 935 平成30年度障害者医療費道費負担金返還 667 平成30年度障害者自立支援給付費道費負担金返還 402
19	負担金補助及び交付金	11,000	プレミアム付商品券発行事業補助
13	委託料	535	障害者自立支援給付費審査支払等システム改修
3	職員手当等	40	時間外勤務手当
9	旅費	58	職員旅費
11	需用費	100	消耗品費 50 印刷製本費 50
12	役務費	158	通信運搬費 電話料等 143 チラシ等折込 15
13	委託料	1,464	子ども子育て支援システム改修
14	使用料及び賃借料	33	幼児教育・保育無償化システム追加機能使用料
18	備品購入費	100	事務用パソコン
19	負担金補助及び交付金	450	園児給食費補助（保育所分）
			財源更正（水堀排水機場長寿命化対策）
19	負担金補助及び交付金	1,000	檜山さけふ化飼育施設整備事業補助

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
8 土木費	746,857	41,427	788,284	△1,500	7,700	1,900	33,327
2 道路橋梁費	308,042	41,427	349,469	△1,500	1,500	1,900	39,527
2 道路維持費	125,655	39,227	164,882				39,227
3 道路照明費	18,714	2,200	20,914			1,900	300
4 機械管理費	39,269	0	39,269	△1,500	1,500		
3 河川費	8,711	0	8,711		6,200		△6,200
1 河川総務費	8,711	0	8,711		6,200		△6,200
9 消防費	236,199	3,278	239,477				3,278
1 消防費	236,199	3,278	239,477				3,278
1 常備消防費	201,214	3,278	204,492				3,278
10 教育費	552,839	5,046	557,885	215		1,200	3,631
2 小学校費	113,192	215	113,407	215			
2 教育振興費	20,527	215	20,742	215			
3 中学校費	126,741	1,050	127,791			1,000	50
1 学校管理費	110,161	1,050	111,211			1,000	50
4 幼稚園費	45,412	2,813	48,225			200	2,613
1 幼稚園費	45,412	2,813	48,225			200	2,613
5 社会教育費	86,544	968	87,512				968

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
7	賃金	6,523	冬期雇用臨時作業員
11	需用費	9,970	消耗品費 6,902 光熱水費 2,668 修繕料 400
13	委託料	21,621	防雪柵設置 2,354 町道除雪民間委託 19,267
14	使用料及び賃借料	1,113	重機借上料
15	工事請負費	2,200	町道姥神中歌線道路照明LED化改良工事
			財源更正（除雪ドーザー整備）
			財源更正（普通河川陣屋川護岸改修工事）
19	負担金補助及び交付金	3,278	常備消防費負担金（退職手当精算納付金分）
9	旅費	99	教職員旅費
11	需用費	111	消耗品費
12	役務費	3	通信運搬費 郵便料・送料
19	負担金補助及び交付金	2	研修負担金
18	備品購入費	1,050	卓球台・コンサートマリンバ
19	負担金補助及び交付金	247	園児給食費補助（幼稚園分）
20	扶助費	2,566	子ども・子育て支援新制度に係る施設型給付（幼児教育・保育無償化分）

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 文化会館管理費	36,886	968	37,854				968
歳出合計	5,903,006	68,795	5,971,801	17,660	2,100	3,500	45,535

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	需用費	968	修繕料（文化会館非常用発電装置）

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,896	42,834
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職	417	20,209						20,209		20,209
	計	432	46,695	20,976	13,507		291	7,892	89,361	15,641	105,002
補 正 額	長 等										
	議 員										
	その他の特 別 職										
	計										
補 正 後	長 等	3		20,976	7,779 4.45		291	7,892	36,938	5,896	42,834
	議 員	12	26,486		5,728 2.60				32,214	9,745	41,959
	その他の特 別 職	417	20,209						20,209		20,209
	計	432	46,695	20,976	13,507		291	7,892	89,361	15,641	105,002

2. 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	92		323,960	299,067	623,027	108,013	731,040	
補 正 額	0			40	40		40	
補 正 後	92		323,960	299,107	623,067	108,013	731,080	

職 員 手 当 の 内 訳	区分	扶養手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当	時間外手当	通勤手当	住居手当	児童手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 の 内 訳	補 正 前	10,131	7,332	74,664	53,098	10,981	29,468	1,793	7,626	6,500
	補 正 額						40			
	補 正 後	10,131	7,332	74,664	53,098	10,981	29,508	1,793	7,626	6,500
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	管理職特別 勤務手当 (千円)	退職手当 組合負担金 (千円)	備 考				
内 訳	補 正 前	0	0	872	96,602					
	補 正 額									
	補 正 後	0	0	872	96,602					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
職 員 手 当	40	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分	40	幼 児 教 育 ・ 保 育 無 償 化 事 業 時 間 外 勤 務 手 当	

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
1 普 通 債	2,060,762	1,968,220	192,300	213,295	1,947,225	
(4) 土 木 債	140,042	201,228	92,200	8,548	284,880	
4 そ の 他	3,545,473	3,437,308	668,400	367,173	3,738,535	
(1) 過疎対策事業債	627,916	656,148	536,900	80,876	1,112,172	
合計	補正前の額	5,809,546	5,598,344	898,700	604,973	5,892,071
	補正額			2,100		2,100
	補正後の額	5,809,546	5,598,344	900,800	604,973	5,894,171

議案第9号

令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,085,282千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080,030千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和元年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加をする必要が生じたことによる。

令和元年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成30年度介護給付費負担金等返還	9,766					9,766	
計			9,766					9,766	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰越金		500	9,766	10,266
	1繰越金	500	9,766	10,266
歳入合計		1,070,264	9,766	1,080,030

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6諸 支 出 金		500	9,766	10,266
	1還付金及び割引料	500	9,766	10,266
歳 出 合 計		1,070,264	9,766	1,080,030

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	500	9,766	10,266
歳入合計	1,070,264	9,766	1,080,030

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
諸支出金	500	9,766	10,266				9,766
歳出合計	1,070,264	9,766	1,080,030	0	0	0	9,766

(2) 歳入 (保険事業勘定)

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
8 繰越金	500	9,766	10,266
1 繰越金	500	9,766	10,266
1 繰越金	500	9,766	10,266
歳入合計	1,070,264	9,766	1,080,030

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	9,766	前年度繰越金

(3) 歳出(保険事業勘定)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	500	9,766	10,266				9,766
1 還付金及び割引料	500	9,766	10,266				9,766
2 償還金	0	9,766	9,766				9,766
歳出合計	1,070,264	9,766	1,080,030	0	0	0	9,766

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利子及び割引料	9,766	平成30年度介護給付費国庫負担金返還 7,427 平成30年度地域支援事業費国庫補助返還 129 平成30年度介護給付費道費負担金返還 2,145 平成30年度地域支援事業費道費補助返還 65

議案第10号

工事請負契約の一部変更について

令和元年第2回江差町定例会において第14号議案として議決を経た工事請負契約の一部について次のとおり変更したため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江差北中学校体育館改修工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字水堀町147番地 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 檜山郡江差町字桧岱215番地
亀田工業株式会社
代表取締役 亀田 宏 |
| 5 契約の金額 | 変更前 54,835,000円
変更後 55,433,400円 |

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事請負契約の議決をいただいた工事請負契約の一部を変更するため。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字新栄町10番地
- 2 氏 名 加 賀 晋
(昭和33年10月17日生 60歳)

令和元年9月11日提出

江差町長 照 井 誉之介

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 檜山郡江差町字橋本町43番地
- 2 氏 名 高岡 広明
(昭和34年8月19日生 60歳)

令和元年9月11日提出

江差町長 照井 誉之介

